

高福第2261号

令和5年7月3日

各有料老人ホーム管理者 様

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部
介護サービス担当課長
(公 印 省 略)

有料老人ホーム運営状況報告書等の提出について(依頼)

本県の高齢福祉行政の推進につきましては、日ごろから格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、県内有料老人ホームの運営状況等を把握するため、神奈川県有料老人ホーム設置運営事務取扱要綱第11条の規定に基づき、毎年7月1日現在開設済みの施設に運営状況報告書の提出をお願いしています。

また、「有料老人ホーム設置者等からの報告の徴収について」（平成30年3月30日老高発0330第3号老健局高齢者支援課長通知）に基づき令和5年7月1日現在開設済みの施設につきましては重要事項説明書の提出を併せてお願いしています。

については、御多忙のところ恐縮ですが、次の書類について【令和5年7月31日(月)まで】にe-kanagawa電子申請システムを用いて御提出ください。

住宅型有料老人ホームについては、本課からのお知らせを送付する際の連絡先として、御提出いただいた重要事項説明書に記載されている事業所メールアドレスを活用させていただきますので御承知おきいただくとともに、期限内に必ず提出くださるようお願いいたします。

また重要事項説明書記載の情報につきましては、国の生活情報関連システム及び災害時情報共有システムへの登録を行いますので、登録を拒否される場合についてはその旨、令和5年7月31日までに下記問合せ先まで御連絡ください。

(なお生活情報関連システム及び災害時情報共有システムについては、国の重要事項説明書様式を利用するため、様式が異なる場合やご提出がない場合は登録ができませんので御承知おきください。)

なお、特定施設入居者生活介護事業所につきましては、今まで通り介護情報サービスから案内を送付いたします。

1 提出書類

- (1) 有料老人ホーム運営状況報告書(第9号様式)
- (2) 令和5年7月1日時点の重要事項説明書
- (3) 長期資金収支計画書及び長期損益収支計画書

※計画に変更がない場合、(3)の提出は不要です

2 提出書類(様式)

県ホームページからダウンロードしてください。

(<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/cnt/f6968/2020042103.html>)

ホーム (「選んで探す」タブ)

＞ 健康・福祉・子育て

＞ 介護・高齢者

＞ 高齢者向け施設・住まい

＞ 有料老人ホームのご案内 (入居を希望している方へ)

＞ 有料老人ホームの運営について

「運営状況報告書等の提出について」

3 留意点

(1) 書類への押印は不要です

(2) 重要事項説明書は、令和3年11月に改正された様式(エクセル形式)で提出してください。

(3) 提出された重要事項説明書は県ホームページに掲載します。令和5年7月1日の運営状況を正しく反映させてください。

(4) 重要事項説明書は、別添1、2についても併せてご提出ください。

(5) ファイル名には「所在市町村名_事業所名」を記載してください。

(例)：運営状況報告(平塚市_かながわホーム)

重要事項説明書(平塚市_かながわホーム)

長期資金収支計画書及び長期損益収支計画書(平塚市_かながわホーム)

4 提出先について

様式等を掲載している県ホームページにe-kanagawa電子申請システムへのリンクを掲載しています。そちらからご提出ください。

(<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/cnt/f6968/2020042103.html>)

問合せ先

高齢福祉課保健・居住施設グループ

電話 (045) 210-1111(代表) 内線 4857~4859